

令和5年度大阪府福祉基金地域福祉振興助成金地域福祉推進助成「事業評価」(事業概要)

団体名	一般社団法人よりそいネットおおさか	総合評価 S	評価基準(総合評価) S (非常に高く評価できるもの) A (高く評価できるもの) B (一定の水準にあるが一部課題のあるもの) C (一定の水準にあるがかなり課題のあるもの) D (全般的に多く課題のあるもの)
事業名	福祉と連動する更生支援を通じた地域共生社会の実現		
実施期間	2023年4月1日~2024年3月31日		
助成(実績)額	5,000,000円		

事業概要	事業実績	事業を実施したことによる成果												
<p>◆逮捕された人に合理的配慮はあるのか!?</p> <p>罪を犯して逮捕された人がいたとします。拘留所にいる段階では、有罪か無罪かは分かりませんが、逃亡の恐れがあるために、自由を制限された状況に置かれます。もしも、障がい者や高齢者が逮捕され、勾留された場合、拘留所という空間において、合理的な配慮はなされるのでしょうか。</p>  <p>2003年頃、刑務所の中にたくさんの障がい者がいるという話が広がり、2006年より厚生労働科学研究による調査が行われました。それまで、司法と福祉の連携はほとんどなく、福祉ニーズがある人が出所しても、一人で社会生活を立て直すことができず、再び刑務所に戻るを繰り返す人が大勢いることが明らかになりました。</p> <p>そこで、2009年から、矯正施設から退所する人の支援(地域生活定着促進事業)が開始、2021年度からは、逮捕された段階での支援(被疑者等支援事業)も追加され、福祉ニーズがある人に対する支援が実施されるようになりました。また、大阪では2012年ごろから、大阪弁護士会が中心となり、罪に問われた障がい者が、執行猶予判決等で釈放された人(刑務所に行くことを免れた人)を対象に、弁護士と福祉支援者がタッグを組んで、地域につなぐための支援体制整備を行ってきました。</p> <p>これらの活動を通じて、合理的な配慮の観点から、現時点で欠如している点がいくつか見えてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾留中の心理的配慮 ・能力に合わせた情報保障 ・ケアの質の担保 <p>拘留所では、個々の特性に応じた支援を期待することが難しいのが現実です。特に勾留された経験のある障害者に聞き取りを行ったところに、拘留所での生活を何と</p>	<p>◆司法福祉分野の専門家とのコラボレーション</p> <p>テーマを二つに分け、プロジェクトチームを結成し、課題やテーマに沿って、実践者や当事者の聞き取りを行いながら事業を進めてきました。</p> <p>『気持ちとのえMASSE』チーム</p> <p>【目的】勾留中の不安定な心理状態を安定させるためのツール開発</p> <table border="1"> <tr> <td>Adachi Hajime 足立 一</td> <td>Iguchi Mitsuna 井口 光奈</td> <td>Hidaka Ai 日高 愛</td> </tr> <tr> <td>・作業療法士 ・高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学科 作業療法 学専攻 教授</td> <td>・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属</td> <td>・作業療法士 ・ヨガセラピスト ・シェアハウス 「アイリブとちぎ」 管理者</td> </tr> </table> <p>【主に参考にした資料や協力者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の障がい者向け支援プログラム ・勾留された障がい者3名への聞き取り調査 ・『L's College おおさか』の先生方や生徒のみなさま ・さかいのふくしカード(堺市社会福祉協議会作成) <p>『更生支援計画書+α』チーム</p> <p>【目的】既存の更生支援計画書に加えて、実刑になった場合も想定した、特に障害特性やケアの情報を刑務所にひきつぐためのツール開発</p> <p>※更生支援計画書は、犯罪や非行を犯した人が再び社会で自立し、円滑に地域で生活できるよう支援するための具体的な計画を記載した文書</p> <table border="1"> <tr> <td>Mizuto Masahiko 水藤 昌彦</td> <td>Takahashi Masako 高橋 昌子</td> <td>Nishimoto Tetsuya 西本 哲也</td> </tr> <tr> <td>・作業療法士 ・山口県立大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授</td> <td>・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属</td> <td>・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属</td> </tr> </table> <p>【主に参考にした資料や協力者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の更生支援計画書 ・認知症ケアパス連携シート ・あいの一と(障害児者のための連絡シート) ・アセスメント表/ISH(イッシュ)就労移行事業所 ・刑務官へのアンケート調査 	Adachi Hajime 足立 一	Iguchi Mitsuna 井口 光奈	Hidaka Ai 日高 愛	・作業療法士 ・高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学科 作業療法 学専攻 教授	・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属	・作業療法士 ・ヨガセラピスト ・シェアハウス 「アイリブとちぎ」 管理者	Mizuto Masahiko 水藤 昌彦	Takahashi Masako 高橋 昌子	Nishimoto Tetsuya 西本 哲也	・作業療法士 ・山口県立大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授	・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属	・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属	<p>◆「使って、試して、改良する。」現場で使えるツールを作成し、配布しました!</p> <p>「地域からのちょっとした働きかけ」について、少しでも多くの人に知っていただき、協力してもらうことを目的に、フォーラムや研修会などで以下に紹介するツールを配布しました。また、特に当事業に興味を持ってくださった方々(80名程度)には説明会を開催し、活用方法をお伝えしました。今後は、多くの意見を集め、改良を重ねていく予定です。</p> <p>「気持ちとのえ MASSE シート」 ~A. 刑事手続きすごろく、B. 座ってできるリラクゼーション体操~</p> <p>拘留所に勾留されている人の心情を少しでも和らげるために、刑事手続きの説明書と手軽にできるセルフケアツールを作成しました。留置所や拘留所の役割や構造上、リラックスできる環境を作ること自体が難しく、“犯罪をしたかもしれない人にリラックス環境など必要ない”と考えられるかもしれませんが、あえて「リラックス」を求めた理由は、出所者支援の経験から、安心できる空間にいる人ほど、いわゆる「更生」に向き合いやすいという経験に基づいた発想からです。</p> <p>A. 刑事手続きすごろくは、刑事手続きの流れを、簡単にわかりやすく説明したシートです。自分自身が今どの時点について、何を考え、法廷では何を話せばいいのか。イラストを多用しわかりやすいすごろく版のシートを作成しました。</p> <p>B. リラクゼーション体操は、気持ちをとのえるための体操を考えました。すべての動作が、座ったままできる、簡単な動作となります。</p>  <p>「しほうふくしカード」 ~司法福祉に関連する社会資源150種類のカード~</p> <p>勾留中の人と社会復帰した時に新たな生活を考えるために、「絵カード」を作成しました。この絵カードは、刑事手続きに関わる司法関係者や、生活支援を担う福祉関係機関など、当事者を支えるさまざまな社会資源を視覚的に紹介しています。特に、口頭での説明では伝わりにくい人にもわかりやすく情報を伝えることを重視しました。さらに、このカードは司法福祉に関わる支援者向けの研修など、幅広い場面での活用が期待されています。</p> 
Adachi Hajime 足立 一	Iguchi Mitsuna 井口 光奈	Hidaka Ai 日高 愛												
・作業療法士 ・高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学科 作業療法 学専攻 教授	・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属	・作業療法士 ・ヨガセラピスト ・シェアハウス 「アイリブとちぎ」 管理者												
Mizuto Masahiko 水藤 昌彦	Takahashi Masako 高橋 昌子	Nishimoto Tetsuya 西本 哲也												
・作業療法士 ・山口県立大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授	・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属	・弁護士 ・大阪弁護士会障害者 刑事弁護部会 所属												

か乗り切ること必死で、犯した罪に向き合うとか、再犯しないためにどう生きていけばいいかと考える余裕もなく、弁護士に言われたことをそのまま受け止め、ただ流れに身を任せるだけになっていたことがみえてきました。

集団生活に適応できない高齢者や障害者は、特性に応じたサポートがなかったり、他の受刑者などとうまく生活できない場合、さらに、自己肯定感や自己効力感を失い、地域社会への移行が一層困難になるという障壁も存在しています。

以上のことから、本事業を通して「地域からのちょっとした働きかけ」を加えることで、更生支援がスムーズに進むことを期待し、主に3つのテーマで、活動を行いました。

- ・能力に合わせた情報の提供
- ・勾留中の精神の安定
- ・特性やケアの情報の伝達



私たちが挑戦したいこと

「拘置所にいる障がい者や高齢者の目線に合わせた環境改善に取り組みたい！」

小さな働きかけかもしれません。しかし、この小さな働きかけが、彼らの心にゆとりをもたらし、犯してしまった罪や犯罪に至る生活背景を振り返ることにつながるのではないかと考えています。“被害者や加害者を生まないまちを目指すために、私たちにできること”、皆様と取り組んでいけることを願って、挑戦します。



◆大阪から全国に広がるネットワーク

新たな協力者や地域の関心を広げるために、イメージキャラクターを作成しました。キャラクターを通して本事業に興味関心を持たれることを期待して、『マスコットキャラクター選挙』を実施（投票数162通）、作成プロセスを府民と共有する参加型を意識しました。そうすることで、他人事になりがちな加害者支援を“わたしごと”に変化させ、更なる協力者の拡大につとめました。

「マスコットキャラクター「ほっこりん」誕生」



イラスト・デザイン / Miji https://www.instagram.com/miji_panda/

「大阪から全国へ 入口支援における問題提起と活動報告」

主催
よりそいネットおおさか

刑事手続きの中で
わたしたち
福祉職にできること
～入口支援を考えるフォーラム～

ハイブリッド開催

R6.3.1
13:30~16:30 (受付:13時~)

参加無料

「よりそいネットおおさか」の次なるチャレンジとは

福祉の関与で変化しつつある刑事手続きの流れの中で

3月1日(金)午後1時30分～4時30分
場所:大阪府社会福祉会館301・ハイブリッド
テーマ:刑事手続きの中で福祉職にできること～入口支援を考える～

講師:刑法等の改正と福祉との連携 水藤昌彦先生
その人が夢中になれる作業活動を探して… 足立一先生
司法福祉連携制度を通して見えてきた課題 高橋昌子先生
大阪府福祉基金事業活動の報告と展望 山田真紀子
参加者:100名(オンライン・40 会場・60)

「わたしのことを知ってください。」 ～支援のための連絡シート～

刑事手続きの過程で、社会における障害特性やケアに関する情報が分断されることが多い点に着目し、刑務所の外から内へ情報を引き継ぐためのツールを作成しました。この連絡シートは、以下の情報をまとめることで、受刑後の処遇や釈放後の支援に役立つことを目的としています。

- ・生活上の困難（人間関係や集団生活、距離感の取り方など）
- ・仕事に関する能力
- ・環境の強みや支援の必要性

このシートは、本人が「私を知ってほしい」という思いを込めて自ら作成するものであり、「本人の取扱説明書」としての役割を果たします。また、支援者が記入できる欄も設けており、本人と支援者の視点の違いを踏まえて全体像を把握する工夫がされています。

さらに、実刑が確定した場合でも、刑務所内での処遇計画や治療、カウンセリングの判断に役立つことを想定しています。このツールは、特に矯正施設内で規則に馴染めない人や作業を拒否する人への支援にも役立ちます。

この情報を刑務官が把握することで、ケアへの理解が深まり、受刑生活の安定化につながると考えられます。その結果、多くの受刑者が主体的に作業に取り組むことができ、社会復帰支援への効果も大きく期待されています。

「わたしのことを知ってください」

このシートを使う目的
刑務所での生活や処遇がわかることで、刑務所内での生活が安定し、受刑後の生活がスムーズに進むことを期待し、主に3つのテーマで、活動を行いました。

このシートは、本人が「私を知ってほしい」という思いを込めて自ら作成するものであり、「本人の取扱説明書」としての役割を果たします。また、支援者が記入できる欄も設けており、本人と支援者の視点の違いを踏まえて全体像を把握する工夫がされています。

さらに、実刑が確定した場合でも、刑務所内での処遇計画や治療、カウンセリングの判断に役立つことを想定しています。このツールは、特に矯正施設内で規則に馴染めない人や作業を拒否する人への支援にも役立ちます。

この情報を刑務官が把握することで、ケアへの理解が深まり、受刑生活の安定化につながると考えられます。その結果、多くの受刑者が主体的に作業に取り組むことができ、社会復帰支援への効果も大きく期待されています。

◆今後の活動の方向性

2025年6月施行の刑法改正と新たな支援

2022年6月の刑法改正で「拘禁刑」が創設され、2025年6月から施行されることとなり、受刑者の個別対応と社会復帰支援の強化が進められています。特に、障がい者や高齢者への支援では、特性に応じた情報共有の重要性が高まっています。また、更生保護では「地域援助」事業が新設され、地域との連携を強化する仕組みが整備されています。司法と福祉が連携を深める中で、福祉側が積極的に関わることによって、当事者が安心して社会に戻る支援体制が作られていきます。

一人ひとりに寄り添った支援を通じて、地域社会全体で支える仕組みづくりを考えていきます。

『L's College おおさか』との出会いで得た新たな視点

『L's College おおさか』を通じて、知的障がい者が加害者や被害者にならないための予防的視点の重要性が見えてきました。支援学校では、一部の学生が犯罪に巻き込まれる課題があるものの、それを防ぐ教育教材が不足している現状があります。単なる禁止事項の伝達ではなく、「他人の人権を守ることが自分の人権を守ることに繋がる」という視点を持たせる教育が求められています。今後は、教育の専門家とも連携し、教材開発や人脈拡大を進めながら、事業終了後も継続可能な体制づくりを目指していきます。

